

議案第62号

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例の一部改正について

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市立九之坪南保育園について、引き続き一部を北名古屋市立九之坪保育園分園として使用するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例(平成29年北名古屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

「

北名古屋市立九之坪保育園	北名古屋市九之坪笹塚45番地
--------------	----------------

」を

「

北名古屋市立九之坪保育園	北名古屋市九之坪笹塚45番地
北名古屋市立九之坪保育園分園	北名古屋市九之坪辰巳88番地

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。